

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【会社名】	エリアリンク株式会社
【英訳名】	A r e a l i n k C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 尚 道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田小川町三丁目1番地
【電話番号】	0 3 - 5 5 7 7 - 9 2 2 2
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 大 滝 保 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町三丁目1番地
【電話番号】	0 3 - 5 5 7 7 - 9 2 2 2
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 大 滝 保 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成24年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業内容の明確化を図るため、事業目的の変更を行うものであります。

株主名簿管理人および事務取扱場所の公告について明文化するため、現行定款第8条を変更するものであります。

株式取扱規則は、株式だけではなく新株予約権についても規定されておりますので、その旨を明確にするために、現行定款第9条を変更するものであります。

会社法上、株主総会の招集地について柔軟かつ機動的に対応できるよう、現行定款第12条第2項を変更し、併せて同条第3項を削除するものであります。

現行定款第13条、第20条及び第21条第1項において「社長」という表記になっているものを一般的な表現である「取締役社長」に変更するものであります。

現行定款第18条第1項、同条第2項及び第29条において、選任決議であることを明確にするために、変更するものであります。

会社法第370条に規定される取締役会決議の省略について、同条では監査役に異議がある場合は除外されておりますので、その旨を明確にするために、現行定款第24条第2項を変更するものであります。

会社法第336条第3項の表現にあわせ、現行定款第30条第2項を変更するものであります。

会社法第390条においては、監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定しなければならないと規定されており、定款上これを記載するのが一般的でありますので、変更案第31条を新設するものであります。

会社法においては、会計監査人の選任、任期、報酬の規定があり、定款上これを記載するのが一般的でありますので、変更案第37条から第39条を新設するものであります。また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるため、法令の定める範囲内でその責任を限定する契約を締結できる旨の規定を、変更案第40条として新設するものであります。

会社法第124条第1項及び同条項を準用する同条第5項により、株主及び登録株式質権者が基準日における権利行使の主体となりますので、その旨を明確にするために、現行定款第37条を変更するものであります。

いわゆる中間配当についても株主及び登録株式質権者が基準日における権利行使の主体となりますので、その旨を明確にし、かつ、変更案第42条第1項と同じ条に規定するのが一般的でありますので、変更案第42条第2項として新設するものであります。

未払配当に関する管理・取扱いの便宜を考慮して、変更案第44条第2項を新設するものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

林尚道、栗野和城、大滝保晃、若杉昌平、西澤実及び小林節を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

田村宏次を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

春日秀文を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	505,128	40,357	-	(注)1・3	可決 85.36
第2号議案 取締役6名選任の件					
林 尚道	512,790	32,655	-	(注)2・3	可決 86.66
栗野 和城	542,290	3,155	-		可決 91.65
大滝 保晃	542,301	3,144	-		可決 91.65
若杉 昌平	541,751	3,694	-		可決 91.55
西澤 実	542,206	3,239	-		可決 91.63
小林 節	534,063	11,382	-		可決 90.25
第3号議案 監査役1名選任の件					
田村 宏次	542,712	2,773	-	(注)2・3	可決 91.72
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
春日 秀文	542,697	2,788	-	(注)2・3	可決 91.71

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
- 3 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした本総会前日までの議決権行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案に関して賛否の確認ができたものの集計により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、会社法に則って決議が成立したため議決権の一部を集計しておりません。